

＜榎原市風しん第 5 期予防接種 実施手順＞

注意 【予診票】従来通りの国の予診票を使用し接種する。

※実施後、クーポン券の貼付前に予診票を 2 部コピーしておくこと。

原本：榎原市控え 写し①：医療機関控え 写し②：本人控え

【クーポン券】有効期限は令和 9 年 3 月 31 日と読み替える（抗体検査は除く）

- ・予診票（原本）に予防接種券（国保連提出用）を貼付し榎原市に提出
- ・予診票（写し①）に予防接種券（医療機関控え）を貼付し医療機関で保管
- ・予診票（写し②）に予防接種券（兼予防接種済み証）を貼付し本人に渡す

【請求書】榎原市の請求書を使用して榎原市に直接請求する

[1] 接種前（予約時）

- ① 医療機関は、予約時に市民であることを確認できる本人確認書類を持参する旨伝える。
 - ② 被接種者の住所、氏名、生年月日、連絡先を確認する。
 - ・榎原市に住民登録があるかを確認する。（転出日当日は接種不可）
 - ③ 以下の対象に該当するかチェックする。
 - ・昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方（陰性の抗体検査結果（※1）を所持していること）
- ※1 陰性の抗体検査の結果とは
- ・平成 26 年 4 月 1 日以降に実施された風しんの抗体検査の結果報告用紙に記載されており、予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの第 5 期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き（以下風しんの手引きという）の「風しんの第 5 期の定期接種の対象となる抗体価基準」の基準を満たす者（風しんの手引きの P25 参照）

[2] 接種当日

- ① 被接種者が来院したら住所、氏名、生年月日を確認する。
 - ＊榎原市に住民登録があるかを本人確認書類と口頭で確認する。（転出日当日は接種不可）
- ② 接種当日時点で、生年月日等並びに抗体検査にて風しんの抗体が不十分であることを確認し、対象者であることを確実に確認する。（定期実施要領を参照）
- ③ クーポン券の裏面の説明書を読んでもらう。
- ④ 風しんの予防接種について、③で渡した市からの説明書を読んだか、内容を十分に理解したかどうかを必ず確認する。また、予防接種健康被害救済制度について説明する。
- ⑤ 接種不適当者及び、接種要注意者でないかを含め確認する。
- ⑥ 診察前に体温を測定し、測定時間と共に予診票に記入する。
- ⑦ 予診票のすべての項目にチェック（レ印）を入れ、記入もれは確認し必ず記入する。診察（視診及び聴打診）の結果、医師の署名（記名押印可）をする。

＊サインはフルネーム。(鉛筆・消えるボールペン不可)

1) 接種可能な場合

「可能」に○印をつけて医師の署名(記名押印可)をする。その後、被接種者に「接種を希望します」の欄へ○をつけてもらい、署名をもらった後、接種を行う。

2) 接種を見合わせた場合

「見合わせる」に○印をつけて、見合わせた理由を予診票に記入のうえ医師の署名(記名押印可)をする。「見合わせる」になった場合も被接種者に「接種を希望しません」の欄へ○をつけてもらい、被接種者自署欄上部空白部へ「見合わせします」と書いて、被接種者の署名を記入してもらう。予防接種予診券(予診のみ)を予診票上部に貼付し、橿原市に提出する。

＊署名の代筆については、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思を確認できた場合は、家族又は入所施設職員の代筆が可能。(万一、健康被害が起こった場合、代筆者への事情確認が生じる場合がある。)

代筆の場合は、被接種者自署欄および代筆者自署欄の両方に記入が必要。

[3] 接種終了後

予診票に、接種年月日、ワクチン名、ロット番号、有効期限等を記入し、接種医療機関印又は接種施設印を押印し、橿原市に提出する。

- ・ 予診票(原本)に予防接種券(国保連提出用)を貼付し橿原市に提出
- ・ 予診票(写し①)に予防接種券(医療機関控え)を貼付し医療機関で保管
- ・ 予診票(写し②)に予防接種券(兼予防接種済み証)を貼付し本人に渡す
再発行不可のため大切に保管するよう伝える。